


所管部課		子育て支援部 保育課		部長	吉沢 寿子			
件名		東大和市民間保育園整備に対する補助要綱の一部を改正する訓令について						
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項		
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1 要旨</p> <p>本要綱は、民間保育園が行う施設整備に要する費用の一部について補助を行い、保育園の拡充及び整備の促進を目的とするものである。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の開始に伴う国や東京都の民間保育園整備に対する補助事業の再編成により、補助要件や対象経費に係る文言整理、補助金の交付額の算定方法の変更が必要となったことから所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①補助事業の要件 「東京都の補助要綱への適合」→「国の交付要綱及び東京都の補助要綱への適合」に改正する。</p> <p>②対象経費 「東京都の補助要綱に定める補助対象経費」→「国の交付要綱及び東京都の補助要綱に定める対象経費」に改正する。</p> <p>③補助金の交付額 「補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と東京都の補助要綱に定める基準により算出した額の合計額とを比較して、いずれか少ない額に8分の7を乗じて得た額とする。」 →「国の交付要綱及び東京都の補助要綱に定める補助基準額及び補助率を基に算出した額とする。」と改正する。</p> <p>④補助金の返還 「交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。」を追加する。</p> <p>(2) 施行日 決裁の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 今回の改正により、定員増を予定する民間保育園の園舎建替えの整備費に対して補助を行うことができるため、待機児童の減少を見込むことができる。</p>								
<p>2 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>要綱の案文は、文書課において審査済み。</p>								
<p>3 留意事項 (問題点等)</p>								
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>								
<p>5 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。